

鳥 栖 市 議 会 定 例 会 議 案

令 和 5 年 3 月

鳥 栖 市

3 月市議会定例会議案一覧表

議案甲第 5 号	鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例……………	3
議案甲第 6 号	鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例……………	7
議案甲第 7 号	鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	1 2
議案甲第 8 号	鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	2 4
議案甲第 9 号	鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例……………	2 9
議案甲第 10 号	鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例……………	3 1
議案甲第 11 号	鳥栖市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例……………	3 9
議案甲第 12 号	鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………	4 1
議案甲第 13 号	工事請負契約の変更について……………	4 4
議案甲第 14 号	財産（土地）の取得について……………	4 5
議案甲第 15 号	鳥栖市固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	後送
議案甲第 16 号	鳥栖市固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	後送
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について……………	後送
議案乙第 3 号	令和 4 年度鳥栖市一般会計補正予算（第 9 号）……………	別冊
議案乙第 4 号	令和 4 年度鳥栖市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）……………	別冊
議案乙第 5 号	令和 4 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案乙第 6 号	令和 4 年度鳥栖市産業団地造成特別会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案乙第 7 号	令和 4 年度鳥栖市水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案乙第 8 号	令和 4 年度鳥栖市下水道事業会計補正予算（第 5 号）……………	別冊
議案乙第 9 号	令和 5 年度鳥栖市一般会計予算……………	別冊
議案乙第 10 号	令和 5 年度鳥栖市国民健康保険特別会計予算……………	別冊
議案乙第 11 号	令和 5 年度鳥栖市後期高齢者医療特別会計予算……………	別冊
議案乙第 12 号	令和 5 年度鳥栖市産業団地造成特別会計予算……………	別冊
議案乙第 13 号	令和 5 年度鳥栖市水道事業会計予算……………	別冊
議案乙第 14 号	令和 5 年度鳥栖市下水道事業会計予算……………	別冊

議案甲第5号

鳥栖市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要な事項を定めることにより、行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び規則等（市長その他の執行機関が定める規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）並びに佐賀県事務処理の特例に関する条例（平成12年佐賀県条例第2号）の規定により市が処理することとされた事務の根拠について規定する佐賀県の条例並びに規則及び教育委員会規則をいう。
- (2) 市の機関等 次に掲げるものをいう。
 - ア 市長その他の執行機関その他法律の規定に基づき市に置かれる機関又はこれらに置かれる機関
 - イ アに掲げる機関の職員であって、法令又は条例等により独立して権限を行使することを認められたもの
 - ウ 市の公の施設を管理する指定管理者（地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）
- (3) 書面等 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。
- (5) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (6) 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき市の機関等に対して行われる通知をいう。
- (7) 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき市の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。
- (8) 縦覧等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。
- (9) 作成等 条例等の規定に基づき市の機関等が書面等又は電磁的記録を作成し、又は保存することをいう。
- (10) 手続等 申請等、処分通知等、縦覧等又は作成等をいう。

（電子情報処理組織による申請等）

第3条 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその手続等の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法により行うことができる。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。第8条において同じ。）の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において使用料及び手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該使用料及び手数料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則等で定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定める場合には、規則等で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）」とする。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第4条 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、規則等で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則等で定める方式による表示をする場合に限る。

2 前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。

- 3 第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- 4 処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。
- 5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則等で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による縦覧等）

第5条 縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの（申請等に基づくものを除く。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

（電磁的記録による作成等）

第6条 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該書面等に係る電磁的記録により行うことができる。

- 2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
- 3 作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等を行うことが規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって代えることができる。

（適用除外）

第7条 次に掲げる手続等については、第3条から前条までの規定は、適用しない。

- (1) 手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則等で定めるもの

(2) 手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。）

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写しその他の規則等で定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ規則等で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付を要しない。

（情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況の公表）

第9条 市長は、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる市の機関等に係る申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

鳥栖市長 橋 本 康 志

（提案理由）

市の条例等に基づき、書面等により行うこととされている行政手続に関し、情報通信技術を利用する方法により行えるようにしたいため、この案を提出する。

議案甲第 6 号

鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例の一部を改正する条例

鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会設置条例（令和 4 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（設置） 第 2 条 次に掲げる<u>条例の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため</u>、鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (1) 鳥栖市情報公開条例（平成 1 2 年条例第 4 0 号。以下「情報公開条例」という。）第 1 4 条第 1 項 (2) <u>鳥栖市個人情報保護条例（平成 1 4 年条例第 2 3 号。以下「個人情報保護条例」という。）第 2 7 条第 1 項</u> (3) <u>鳥栖市特定個人情報保護条例（令和 4 年条例第 4 号。以下「特定個人情報保護条例」という。）第 4 1 条第 1 項</u> 2 略 （委員） 第 4 条 略 2 ～ 4 略	（設置） 第 2 条 次に掲げる<u>事務を行うため</u>、鳥栖市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。 (1) 鳥栖市情報公開条例（平成 1 2 年条例第 4 0 号。以下「情報公開条例」という。）第 1 4 条第 1 項<u>の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</u> (2) <u>個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号。以下「個人情報保護法」という。）第 1 0 5 条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議すること。</u> (3) <u>鳥栖市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年条例第 1 5 号）第 6 条の規定による諮問に応じ調査審議すること。</u> 2 略 （委員） 第 4 条 略 2 ～ 4 略 5 <u>市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適し</u>

5～7 略

(合議体)

第6条 審査会は、委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

(定義)

第8条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 次に掲げる者をいう。

ア 略

イ 個人情報保護条例第27条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

ウ 特定個人情報保護条例第41条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

(2) 略

(3) 保有個人情報 個人情報保護条例第17条、第20条の4又は第23条に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（同条例第2条第4号に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(4) 保有特定個人情報 特定個人情報保護条例第20条、第28条又は第35条に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有特定個人情報（同条例第2条第5号に規定する保有特定個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

ない非行があると認めるときは、その委員を罷免することができる。

6～8 略

(合議体)

第6条 審査会は、その指名する委員3人をもって構成する合議体で、第2条第1項各号に掲げる事務を行う。

2 前項の規定にかかわらず、審査会が定める場合においては、委員の全員をもって構成する合議体で、第2条第1項各号に掲げる事務を行う。

(定義)

第8条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 諮問庁 次に掲げる者をいう。

ア 略

イ 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項の規定により審査会に諮問をした実施機関

(2) 略

(3) 保有個人情報 個人情報保護法第82条、第93条又は第101条に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。

(審査会の調査権限)

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報若しくは保有特定個人情報（以下「保有個人情報等」という。）の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報等の開示を求めることができない。

2 略

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報等に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第16条において同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、
適当と認める者にその知っている事実を陳述させ又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第10条 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第11条 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出し

第9条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

2 略

3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

なければならない。

(委員による調査手続)

第12条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第9条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第10条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第13条 審査会は、第9条第3項若しくは第4項又は第11条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでな

(委員による調査手続)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、前条第1項の規定により提示された公文書若しくは保有個人情報を閲覧させることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第11条 審査会は、第9条第3項の規定による資料の提出又は個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法（平成26年法律第68号）第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）を当該資料を提出した審査請求人等（審査請求人、参加人（同法第13条第4項に規定する参加人をいう。）又は諮問庁をいう。以下同じ。）以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

<u>ければ、その閲覧を拒むことができない。</u> <u>3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> <u>4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。</u> <u>第14条～第17条 略</u>	<u>2 審査会は、前項の規定による送付をしようとするときは、当該送付に係る資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> <u>第12条～第15条 略</u> <u>(罰則)</u> <u>第16条 第4条第6項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。</u>
---	---

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

鳥栖市長 橋 本 康 志

(提案理由)

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正したため、この案を提出する。

議案甲第7号

鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥栖市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(利用定員) 第4条 略 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号及び第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保	(利用定員) 第4条 略 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあっては、満1歳に満たない小学校就学前子ども及び満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第19条第2号及び第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 略 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設

育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 略

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市長が行う調整及び要

を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。

- 3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4・5 略

（あっせん、調整及び要請に対する協力）

第7条 略

- 2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市長が行う調整及び要請に対し、できる

請に対し、できる限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(4)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

限り協力しなければならない。

(受給資格等の確認)

第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証（教育・保育給付認定保護者が支給認定証の交付を受けていない場合にあつては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項の規定による通知）によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間、保育必要量等を確認するものとする。

(利用者負担額等の受領)

第13条 略

2・3 略

4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) 略

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(7)又は(4)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(7)又は(4)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(7) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円

(i) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(i)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(i)又は(i)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(i)又は(i)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(i) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(i) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を

(i) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(i)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(i)又は(i)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(i)又は(i)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(i) 法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(i) 法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 略

(4)・(5) 略

5・6 略

（特定教育・保育の取扱方針）

第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を

適切に行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 略

2 略

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) 略

（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項

適切に行わなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）

(4) 略

2 略

（運営規程）

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 特定教育・保育の提供を行う日（法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）及び時間並びに提供を行わない日

(5)～(11) 略

（特別利用保育の基準）

第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号

第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 略

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども

に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 略

(特別利用教育の基準)

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教

に該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号

育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(7)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(4)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

（利用定員）

第37条 略

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規

ハに規定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 略

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第

定する共済組合等の構成員をいう。)の監護する小学校就学前子どもとする。)及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。)を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第39条 略

- 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3・4 略

(特別利用地域型保育の基準)

第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

- 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第

19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学

19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」と

校就学前子ども」とあるのは「同項第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第

あるのは「同条第3号に掲げる小学校就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。

（特定利用地域型保育の基準）

第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第

19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

- 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

附 則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和５年３月１日

鳥栖市長 橋 本 康 志

（提案理由）

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第8号

鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥栖市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第12号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（一般原則） 第6条 略 （連携施設の確保） 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第15条第1項から第3項まで</u>、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに<u>第18条</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)～(3) 略 （非常災害対策） 第8条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、<u>不断の注意を払い、及び訓練を行う</u>	（<u>家庭的保育事業者等の</u>一般原則） 第6条 略 （連携施設の確保） 第7条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、<u>第8条の3第2項、第15条第1項及び第2項、第16条第1項、第2項及び第5項、第17条並びに第18条第1項から第3項まで並びに附則第3条</u>において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1)～(3) 略 （<u>家庭的保育事業者等と非常災害</u>） 第8条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、<u>これに対する不断の注意と訓練をす</u>

ように努めなければならない。

2 略

るように努めなければならない。

2 略

(安全計画の策定等)

第8条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利

(職員の要件)

第9条 略

(職員の知識及び技能の向上等)

第10条 略

2 家庭的保育事業者等は、職員の資質の向上のために研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は家庭的保育事業等の利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 略

2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の一般的要件)

第9条 略

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 略

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねさせることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 略

2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施す

3 <u>家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</u> 4 略 5 <u>居宅訪問型保育事業者は、当該居宅訪問型保育事業を行う場所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</u> (食事の提供の特例) 第17条 前条第1項の規定にかかわらず、家庭的保育事業者等が次に掲げる要件を満たす場合は、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1)～(5) 略 2 略 (運営規程) 第19条 略	<u>るよう努めなければならない。</u> 3 <u>家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</u> 4 略 5 <u>居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。</u> (食事の提供の特例) 第17条 次の各号に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。 (1)～(5) 略 2 略 (家庭的保育事業所等内部の規程) 第19条 略
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当

該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

鳥栖市長 橋 本 康 志

（提案理由）

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第 9 号

鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和 5 8 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 略 (2) 重度知的障害者 <u>知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の 3 5 以下の者をいう。</u> (3)～(5) 略	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。 (1) 略 (2) 重度知的障害者 <u>児童相談所又は知的障害者更生相談所が交付する療育手帳の障害の程度の欄に記載される障害の程度が重度に区分される者をいう。</u> (3)～(5) 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の鳥栖市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定にかかわらず、この条例の施行の日の前日において、知的障害の程度が標準化された知能検査によって測定された知能指数の 3 5 以下の者（受給資格の登録を受けている者に限る。）であって、改正後の条例第 2 条第 2 号に規定する重度知的障害者に該当しないもの（以下「特例対象者」という。）については、この条例の施行の日以後も、医療費の助成の対象とする。ただし、同日以後に受給資格を喪失した者を除く。
- 3 この条例の施行の日以後、本市に住所を有することとなった者のうち、特例対象者と認められる者については、受給対象者とみなすことができる。

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 1 日

鳥栖市長 橋 本 康 志

（提案理由）

重度心身障害者の医療費の助成について改正したいため、この案を提出する。

議案甲第10号

鳥栖市国民健康保険条例の一部を改正する条例

鳥栖市国民健康保険条例（昭和34年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
（出産育児一時金） 第4条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>408,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、30,000円を超えない範囲内において規則で定める額を加算する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第8条の2 第7条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>22,800円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第8条の3 第7条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特	（出産育児一時金） 第4条の2 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>488,000円</u>を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、30,000円を超えない範囲内において規則で定める額を加算する。 2 略 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額） 第8条の2 第7条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,800円</u>とする。 （国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額） 第8条の3 第7条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特

定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの
(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。
次号、第9条の3及び第22条第1項において同じ。)及び
特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被
保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の
翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの
(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。
第3号、第9条の3及び第22条第1項において同じ。)以
外の世帯 31,500円

(2) 特定世帯 15,750円

(3) 特定継続世帯 23,625円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の
所得割額)

第9条 第7条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等
に100分の2.68を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の
被保険者均等割額)

第9条の2 第7条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人
について7,600円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の
世帯別平等割額)

第9条の3 第7条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げ
る世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,400円

(2) 特定世帯 4,700円

(3) 特定継続世帯 7,050円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第7条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者
に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.4を乗じて

定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの
(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。
次号、第9条の3及び第22条第1項において同じ。)及び
特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被
保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の
翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの
(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。
第3号、第9条の3及び第22条第1項において同じ。)以
外の世帯 29,900円

(2) 特定世帯 14,950円

(3) 特定継続世帯 22,425円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の
所得割額)

第9条 第7条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等
に100分の2.79を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の
被保険者均等割額)

第9条の2 第7条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人
について8,800円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の
世帯別平等割額)

第9条の3 第7条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げ
る世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,700円

(2) 特定世帯 4,850円

(3) 特定継続世帯 7,275円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第10条 第7条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者
に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.35を乗じ

算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条の2 第7条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,300円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第7条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が200,000円を超える場合には、200,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000

て算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条の2 第7条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について10,600円とする。

(国民健康保険税の減額)

第22条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第7条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が650,000円を超える場合には、650,000円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が200,000円を超える場合には、200,000円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円)の合算額とする。

(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者)にあっては当該公的年金等の収入金額が600,000

円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第6条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人について 15,960円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 22,050円

(4) 特定世帯 11,025円

(6) 特定継続世帯 16,538円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第6条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 5,320円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,580円

(4) 特定世帯 3,290円

(6) 特定継続世帯 4,935円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第6条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,210円

カ 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所

円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第6条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 17,360円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 20,930円

(4) 特定世帯 10,465円

(6) 特定継続世帯 15,698円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第6条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 6,160円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,790円

(4) 特定世帯 3,395円

(6) 特定継続世帯 5,093円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第6条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について 7,420円

カ 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所

得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,750円

(4) 特定世帯 7,875円

(7) 特定継続世帯 11,813円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,800円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,700円

(4) 特定世帯 2,350円

(7) 特定継続世帯 3,525円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,150円

カ 略

得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 12,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,950円

(4) 特定世帯 7,475円

(7) 特定継続世帯 11,213円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,400円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,850円

(4) 特定世帯 2,425円

(7) 特定継続世帯 3,638円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,300円

カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,560円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,300円

(4) 特定世帯 3,150円

(7) 特定継続世帯 4,725円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,520円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,880円

(4) 特定世帯 940円

(7) 特定継続世帯 1,410円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,060円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,960円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,980円

(4) 特定世帯 2,990円

(7) 特定継続世帯 4,485円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,760円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(7) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,940円

(4) 特定世帯 970円

(7) 特定継続世帯 1,455円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第6条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,120円

カ 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,420円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 5,700円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,120円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 11,400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,140円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 1,900円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 3,800円

カ 略

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3,720円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6,200円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 9,920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,400円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,320円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,200円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,520円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,400円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 次項に定めるものを除き、改正後の鳥栖市国民健康保険条例(以下「新条例」という。)の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第4条の2第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

鳥栖市長 橋 本 康 志

（提案理由）

国民健康保険税の税率等を改定したいため、この案を提出する。

議案甲第 11 号

鳥栖市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部を改正する条例

鳥栖市地区計画等の案の作成手続に関する条例（平成 6 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(趣旨) 第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 16 条第 2 項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法及び意見の提出方法を定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 16 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、地区計画等の案の内容となるべき事項（以下「地区計画等の原案」という。）の提示方法及び意見の提出方法並びに<u>地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案の申出方法に関し必要な事項</u>を定めるものとする。 <u>(地区計画等に関する申出方法)</u> 第 4 条 法第 16 条第 3 項に規定する者は、1 人で、又は数人共同して、<u>地区計画等に関する都市計画の決定若しくは変更又は地区計画等の原案について、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。ただし、第 2 条に規定する公告後は、同条に規定する縦覧に供された地区計画の原案に係る区域が含まれる地区計画の原案を申し出ることとはできない。</u> 2 <u>前項の規定により申出をしようとする者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。</u> (1) <u>当該地区計画等に係る区域（国又は地方公共団体の所有している土地で、公共施設の用に供されているものを除く。以下同じ。）について、当該区域内の土地の所有者その他都市計画法施行令（昭和 44 年政令第 158 号）第 10 条の 4 に規定する利害関係を有する者の 3 分の 2 以上の同意、かつ、こ</u>

(委任) <u>第4条 略</u>	<u>これらの者のうちの所有権を有する者及び建物の所有を目的とする対抗要件を備えた地上権又は賃借権（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。以下「借地権」という。）を有する者の3分の2以上の同意を得ていること。</u> <u>(2) 前号の規定により同意した者が所有する当該区域内の土地の地積及び同意した者が有する借地権の目的となっている当該区域内の土地の地積の合計が、当該区域内の土地の総地積及び借地権の目的となっている土地の総地積の合計の3分の2以上となること。</u> <u>(申出に対する措置の決定)</u> <u>第5条 市長は、前条第1項の規定による申出があったときは、鳥栖市都市計画審議会の意見を聴き、当該申出に対する措置を決定するものとする。</u> <u>2 市長は、前項の規定により申出に対する措置を決定したときは、その旨を遅滞なく当該申出をした者に通知しなければならない。</u> (委任) <u>第6条 略</u>
---------------------------------	--

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

鳥栖市長 橋 本 康 志

(提案理由)

住民又は利害関係人からの地区計画等に関する申出方法及び当該申出に対する措置の決定の手続を定めたいため、この案を提出する。

議案甲第 12 号

鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥栖市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第16号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
	<u>(安全計画の策定等)</u> <u>第7条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 放課後児童健全育成事業社は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u> <u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>(自動車を運行する場合の確認)</u> <u>第7条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外で</u>

(衛生管理等) 第 1 4 条 略 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> 3 放課後児童健全育成事業所には、<u>放課後児童健全育成事業に必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。</u>	<u>の活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u> 第 1 3 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (衛生管理等) 第 1 4 条 略 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。</u> 3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
---	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、改正後の第 7 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

鳥栖市長 橋 本 康 志

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例を改正したいため、この案を提出する。

議案甲第13号

工事請負契約の変更について

令和4年6月市議会定例会において議決された議案甲第19号「工事請負契約の締結について」（令和4年10月市議会臨時会において議決を得て一部変更（議案甲31号））の一部を下記のとおり変更したいので、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

記

2 契約の金額中「322,555,200円」を「320,822,700円」に変更する。

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

鳥栖市長 橋 本 康 志

議案甲第14号

財産（土地）の取得について

下記の土地を次期ごみ処理施設整備事業に係る事業用地として取得することについて、鳥栖市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）第3条の規定により、市議会の議決を求める。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 物件の表示 | 鳥栖市立石町字山田1655番36ほか5筆
土地 14,747平方メートル |
| 2 取得価格 | 25,069,900円 |
| 3 所有者 | 鳥栖市立石町1786番地1
立石町区 |

上記の議案を提出する。

令和5年3月1日

鳥栖市長 橋本康志